

# 大学の課題

## 地方の公立単科大学で考える

勝野 眞 吾

大学基準協会副会長  
岐阜薬科大学学長

[キーワード]

大学の質保証、認証評価、大学の自立と自律、学生を守る

### はじめに

我が国における大学の公的な第三者評価制度である認証評価制度は、文部科学省が認証した大学基準協会、大学評価・学位授与機構、日本高等教育評価機構の3つの機関によって行われている。2004年にスタートしたこの認証評価制度に基づく大学の機関別認証評価は今、第2クールに入っている。第2クールでは、第1クールを検証して、評価基準、評価項目の縮小や最低限の質保証から質の向上を目指す制度への改正などのより良い評価に向けての努力が行われている一方、準国立の独立行政法人である大学評価・学位授与機構が事業見直しによる整理統合の対象とされ、認証評価からの撤退の可能性が議論されるなど、大学の質を保証する認証評価制度そのものを揺るがす危険を孕みながら評価作業が進められている。

筆者の勤める大学は、地方の、規模の小さな公立の、しかも薬学という狭い専門の分野の単科大学である。加えて法人化もしていないので、我が国の大学のなかでは極めてマイナーな存在である。現在我が国の大学を包み込んでいる大学改革の大波は当然本学にも及んでいるが、このような本学の立ち位置は、それでもこの激流の中心から少し離れて考える余地を与えてくれる。本稿ではこのような視点から、大学の課題を考えてみたい。

### 大学の質保証と認証評価

我が国における大学の質の保証システムは、戦後いくつかの変遷を経て、現在に至っているが、その最も大きな特徴は、国による大学の設置認可制度が、中核として重要な役割を果たしてきたことにある。大学の設置は、国の定めた大学設置基準に基づいて行われ、設置という「入り口」のところで規制することによって国が大学の質の保証を行う、いわば上からの大学の質保証のしくみが作り上げられてきた。大学設置の基準は当初、大学基準協会が1947年に作成した「大学基準」が用いられたが、1961年、文部省は「大学設置基準」を定め、これに基づいて大学の設置認可が行われるようになった。アメリカのアクレディテーションの考え方にならって設立された大学基準協会の「大学基準」は、もともとメンバー制で、協会メンバーである大学が相互に協会が設定した一定の基準を満たしているかどうかを評価・判定し、全体として協会メンバーの大学の質を保証しようとするものであった。そこでは「大学基準」は大学の質の最低基準を示すものであり、それぞれの大学は、主体的に質を高める努力をすることによって、それぞれの大学の特徴や個性を競いあうということを前提とするものであった。しかし、国によって「大学設置基準」が定められると、それに基づいて設置が認められた大学は国が認めた水準の質を持つ大学とされ、この「入り口」での規制で大学の質を保証するシステムができあがった。国が大学の質を保証するため、その設置基準は極めて厳しいものであったが、他方、設置後の大学の努力は評価の対象とは考えられなかった。このシステムは入学希望者に対

して大学数が少ないという需給の関係が続くなかで、入学試験とともに、これまで我が国の大学の質の維持に大きな役割を果たしてきた。また、それは学閥という因習を生むことにもつながった。

ところが、18歳人口の減少と規制緩和という大きな時代の流れのなかで1991年に学校教育法と「大学設置基準」などに関わる法令の大幅な改正、いわゆる「大学設置基準」の大綱化・自由化が行われた。これにより大学の質保証に関わる設置基準の役割はかなり限定されたものとなり、「事前規制」から「事後チェック」へのかけ声とともに、2004年の認証評価制度がスタートした。認証評価制度では、国（文部科学省）が認証した評価機関による第三者評価がすべての大学に義務づけられるようになり、国立大学、公立大学の法人化もこの大きな流れのなかで進められた。

以上の経緯は、大学関係者には周知のことである。ここで天野郁夫氏の『大学改革を問い直す』をテキストに、私なりに歴史を振り返ったのは、この経緯のなかで、大学の社会に対する説明責任に関する自覚が生まれ（ドナルド・ケネディは、大学がこれまでこの自覚が乏しかったことへの痛烈な反省のもとに、『大学の責務』について述べている）、ある範囲での自由度が獲得できたなど、大学にとってポジティブな側面が生まれた一方、自己点検・評価に関わる作業に時間をとられることによる大学総体と大学教員の研究・教育の時間の圧迫やいわゆる「評価疲れ」と呼ばれる疲弊、モチベーションの低下など、大学にとって本質的と考えられる部分でのネガティブな側面が露わになっているという現実に危機感をもつからである。このネガティブな側面は、大学にとって最も重要な構成員である学生に悪い影響を与えないはずはない。

評価のための評価、ランキングのための評価ではなく、それぞれの大学の質の向上・改革につながる評価、評価を行うことによって大学の個性が光るようになる評価、学生・教員のモチベーションを高めるような評価、我が国の大学に、このような評価文化を構築することが必要である。そのためには、大学の主体性が何より重要と思われる。自由、自立、自律こそ大学が求めるものである。

我が国の初期の大学基準協会のあり方は、そのひとつのモデルであると思われる。もちろん、過去の古い引き出しにあるものをそのまま現代に持ってくるのではなく、急激な少子高齢化とグローバル化、我が国社会が直面するこの厳しい環境に対応できるものでなければならないし、我が国の大学への公的支援のあり方の問い直しも必要である。

我が国の認証評価制度が、今、直面している危機は、大学にとって評価とは何かを改めて検証する良い機会であると思われる。

### 地方のマイナーな大学から

筆者の大学は、岐阜市立の単科の薬科大学である。中央から離れ、今の時代にあっても情報は届きにくい。財政規模が小さく、常に設置者である自治体のプレッシャーに曝されている。法人化していないため、大学として機動的に動く自由は極めて限定されたものである。また、このような環境は学生や教職員などの構成員が、内向きで閉鎖的な「井の中の蛙」になりやすい危険性も持っている。しかし、地域の人々の変わらない暖かい眼差しに守られて82年の伝統を重ね、幸いにも学生選抜に関する大学の自由度は高く全国から優秀な学生が集まり、恵まれない待遇にもかかわらず教員のモチベーションは高い。学生の就職率に悩まされることもない。また、単科の薬科大学であるため、「大学のミッションは何か」、「機能分化を」、あるいは「教育の出口保証・アウトカムは何か」など、今、大学に浴びせられている厳しい批判や辛口のコメントが、身にこたえる状況にはない。小さな規模であるため学生と教員の距離が近く、クラブ活動も活発で、学生の人間形成に重要な「隠れたカリキュラム (Hidden Curriculum)」も充実していると言って良いと思う。

このような定量化や可視化の難しい部分こそが、大学の芯ともいえる部分ではないだろうか。このような部分を評価できるシステムは、自由で、自立し、自律する大学同士のピア・レビューにおいて他にないと考えている。

## おわりに

上記の大学と大学改革、認証評価についての筆者の考えは、あまりにも理想主義的なものであることは確かである。全国の大学に押し寄せている大学改革の荒波から取り残されている本学の立ち位置からの甘い考えかもしれない。しかし、ツケを学生と社会に転化しない大学改革を行う大学こそ生き残る大学であると思う。

今、真に大学の体力を鍛える大学評価のあり方が問われているのではないだろうか。

## 【参考文献】

1. 天野郁夫『大学改革を問い直す』慶應大学出版会 2013
2. 納谷廣美「質保証の新段階『新時代を迎えて—これからの質保証制度について—』  
『IDE 現代の高等教育』No.533, IDE 大学協会, 22-27頁, 2011
3. ドナルド・ケネディ（立川明、坂本辰朗、井上比呂子訳）『大学の責務』東信堂 2008